

第4期久留米市事業継続緊急支援金

飲食店への時短要請等（10月）により 売上減少した中小事業者を支援します

国、県の月次支援金との併給が可能です

申請期間
12月1日(水) ~
令和4年
1月31日(月)

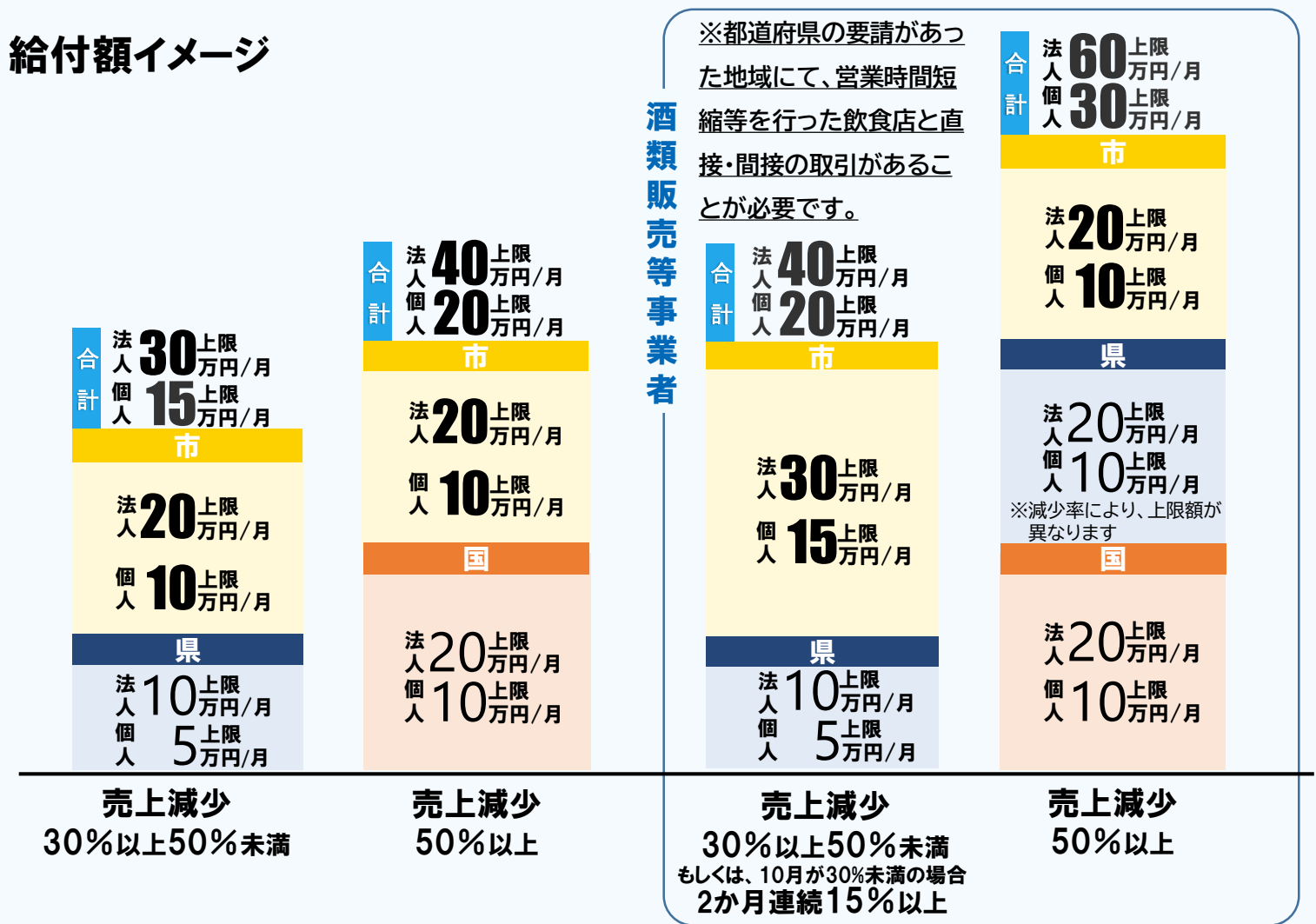
交付要件

- 10月の都道府県の要請に伴う**飲食店の営業時間短縮等**または、**外出自粛等**の影響を受けていること
 - 月間売上が2019年または2020年の10月と比べて**30%以上減少**していること
(新規創業者向けなど各種申請特例があります。詳しくはコールセンターにお問い合わせください)
- ※ **営業時間短縮等に伴う協力金の対象者は対象外です。**

給付額（月額）

給付額 = 2019年または2020年10月事業収入 — 2021年10月事業収入

給付額イメージ



必要書類

申請区分に応じて**区分①、②に該当される方は、下記のとおり提出書類を簡略化できます。**

ただし、申請時と内容が変わっている場合などは該当する書類を提出ください。

区分①：市事業継続緊急支援金（第1期）（第2期）（第3期）を受給している

区分②：国の月次支援金（10月）を受給している

区分③：上記のいずれも受給していない

申請書類の名称	区分①	区分②	区分③
交付申請書（第1号様式）	○	○	○
取引先情報一覧（第2号様式）	○	○	○
宣誓・同意書（第3号様式）	○	○	○
確定申告書（の写し）	省略可※1	省略可	○
10月の売上台帳等（の写し）	○	省略可	○
市内で事業所等を運営していることが確認できる書類	省略可	○	○
通帳等（の写し）	省略可	○	○
本人確認書類（の写し）【個人事業者のみ】	省略可	○	○
履歴事項全部証明書（の写し）【法人のみ】	省略可※2	省略可	○
役員名簿（第4号様式）【法人のみ】	省略可	○	○
決定通知書(区分①の場合 市事業継続支援金、 区分②の場合 国月次支援金)（の写し）	○	○	
【酒類販売等事業者】			
酒類販売業免許通知書等（の写し）	省略可※2		○
【飲食店、喫茶店の方】			
時短要請前の営業時間が分かるもの	省略可	省略可	○

※1 一部省略ができない場合がございます。詳しくは申請の手引きをご確認ください。

※2 市支援金（第2期）（第3期）の交付決定を受けている場合は省略可です。

※審査の状況に応じて、追加資料の提出をお願いすることがあります。

申請はメールまたは郵便で

メール 送信の際、件名に「第4期緊急支援金申請（申請者名）」と入力してください。

keizoku@city.kurume.fukuoka.jp

郵送 令和4年1月31日(月)の消印有効

〒830-8520 久留米市城南町15-3 久留米市事業者支援金コールセンター 宛』



必要な書類はこちら

様式 申請書等は、市のホームページからダウンロードできます。

<https://www.city.kurume.fukuoka.jp/1090sangyou/2020shoukougyou/3010shienseido/2021-1126-1053-74.html>

上記のほか、その他必要な書類があります。申請にあたっては、申請の手引きをご確認ください。



お問合せ先

久留米市事業者支援金コールセンター

電話:0942-30-9828

Fax:0942-30-9757

Mail: keizoku@city.kurume.fukuoka.jp

